6　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

二　次のイからチまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからチまでに定めるオッズにより算出する。

イ　３三のイに掲げる賭け　１対１

ロ　３三のロに掲げる賭け　１対１

ハ　３三のハに掲げる賭け　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　１個のさいころの出目が選択した数字であり、それ以外の２個のさいころの出目が当該選択した数字以外である場合　１対１

⑵　２個のさいころの出目が選択した数字であり、それ以外のさいころの出目が当該選択した数字以外である場合　２対１

⑶　３個のさいころの出目が全て選択した数字である場合　12対１

ニ　３三のニに掲げる賭け　次の⑴から⑺までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑺までに定めるオッズ

⑴　３個のさいころの出目の合計が４又は17の場合　62対１

⑵　３個のさいころの出目の合計が５又は16の場合　31対１

⑶　３個のさいころの出目の合計が６又は15の場合　18対１

⑷　３個のさいころの出目の合計が７又は14の場合　12対１

⑸　３個のさいころの出目の合計が８又は13の場合　８対１

⑹　３個のさいころの出目の合計が９又は12の場合　７対１

⑺　３個のさいころの出目の合計が10又は11の場合　６対１

ホ　３三のホに掲げる賭け　11対１

ヘ　３三のヘに掲げる賭け　６対１

ト　３三のトに掲げる賭け　31対１

チ　３三のチに掲げる賭け　180対１

7　賭けの区画の追加

一　カジノ事業者は、３の三の規定にかかわらず、３の二の区画について、３の三に掲げる賭けに対応するものに加え、次のイ及びロ、ハ又はニに掲げる賭けに対応するものとすることができる。この場合におけるシックボーの方法は、１から６までの規定によるほか、二及び三の規定によるものとする。

イ　３個のさいころの出目の合計が奇数であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ロ　３個のさいころの出目の合計が偶数であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ハ　３個のさいころの出目が、１から４まで、２から５まで、３から６まで並びに２、３、５及び６の４とおりの数字の組合せのうち選択した組合せに含まれる３個の数字であることに対する賭け

ニ　３個のさいころの出目が、全ての組合せ（３個のさいころの出目が全て同じものを除く。）のうち選択した組合せであることに対する賭け

二　一に掲げる賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　一のイに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が奇数である場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ロ　一のロに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が偶数である場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　一のハに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が選択した組合せに含まれる４個の数字のうち３個の数字と同じである場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて負けとなる。

ニ　一のニに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が選択した組合せである場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて負けとなる。

三　次のイからニまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからニまでに定めるオッズにより算出する。

イ　一のイに掲げる賭け　１対１

ロ　一のロに掲げる賭け　１対１

ハ　一のハに掲げる賭け　７対１

ニ　一のニに掲げる賭け　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定めるオッズ

⑴　３個の数字のうち２個が同じ数字の組合せの場合　50対１

⑵　⑴以外の場合　30対１

8　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからハまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからハまでに定める措置をとらなければならない。

イ　電子さいころシェーカーを起動した後に次に掲げる事実が発生したこと。　さいころが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　電子さいころシェーカー内で１個以上のさいころが転がらなかったこと。

⑵　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が電子さいころシェーカーの底と平行とならなかったこと。

⑶　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が確認できないこと。

⑷　１個以上のさいころが破損したこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　イ及びロに掲げる事実のほか、第六で定める方法によりシックボーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　電子さいころシェーカーを起動した後に一イの⑷に掲げることが発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。